

公共交通メールマガジン

～平成27年度 第38号～

編集：国土交通省総合政策局公共交通政策部



平素より、当メールマガジンを御愛読いただきありがとうございます。

5月になり新緑の季節ということで、タイトルを緑にしデザインも変えてみました！

今月のメールマガジンは、大きなお話が2点ございます。1つ目は、現在開会中の通常国会で、地域公共交通に関する法律が成立しました。これは地域公共交通に対する支援策として、新たに出資制度を設けるものです。2つ目は、4月に立ち上げた交通系ICカードに関する検討会についてです。こちらは全国ニュースでも取り上げられ、話題となりました。今月号もぜひご一読いただき、関心を持っていただければ幸いです。

第38号 目次

～本省より～

- 「地域公共交通活性化再生法及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案」の成立について
（総合政策局公共交通政策部交通計画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 「交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会」について
（総合政策局公共交通政策部参事官（総合交通））・・・・・・・・・・・・ 3
- 地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引きの策定について（総合政策局公共交通政策部交通計画課）・・・・・・・・・・・・ 4
- 地方創生相談窓口について（総合政策局公共交通政策部交通計画課）・・・・・・・・ 5

～地方より～

- 「新バスシステム運行フォーラム
～新潟市のバス交通が日本のスタンダードになる～」について
（新潟県新潟市）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

「地域公共交通活性化再生法及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案」の成立について
(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

現在開会中の通常国会に提出しておりました、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案」につきまして、国会での審議が行われ 5 月 20 日に成立いたしましたので、改めて改正の背景及び法律の概要につきましてご報告いたします。

1. 背景

地域社会において、地方創生の取組を着実に進めていく上では、昨年度策定された「国土のグランドデザイン 2050」や「交通政策基本計画」を踏まえ、「コンパクト＋ネットワーク」の形成による豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現が重要です。特に、地域公共交通は、コンパクトな拠点同士を結ぶネットワークとして都市や地域の活力の維持に寄与するものであり、その活性化・再生は重要な政策課題です。

そのため、昨年の通常国会で改正した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を昨年 11 月に施行し、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための枠組みを創設しました。

今後、この新たな枠組みの実効性を確保していくためには、資金的な支援の充実が不可欠です。そこで、今回の改正法では、国からの産投出資を活用して、地域公共交通ネットワークの再構築を図る取組に対して、鉄道・運輸機構から出資等を行うことができるようにし、従来からの補助金に加えて新たな支援メニューを創設しました。

2. 概要

それぞれの法律の改正内容は、以下の通りです。

① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域公共交通活性化再生法）の一部改正

地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業（※）について、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構が国土交通大臣の認可を受けた基準に従い、出資等を行う規定を追加する改正を行います。

- ※ ・LRT や BRT 等の新たな交通システムの導入
・路線やダイヤの見直しと一体となった IC カードや情報案内システムの導入
等を想定しています。

② 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

① の業務を行うために必要な改正を行います。

（なお、先般の独立行政法人改革に関する閣議決定等を踏まえて、（独）鉄道建設・

運輸施設整備支援機構の業務について、適切な対応を図るための改正も併せて行います。)

本法律の施行は公布の日から3ヶ月以内となっており、今後出資等制度の立ち上げに向けて準備を進めていきます。

**「交通系 IC カードの普及・利便性拡大に向けた検討会」について
(総合政策局公共交通政策部参事官 (総合交通))**

本年2月に閣議決定された「交通政策基本計画」では、旅客交通のサービスレベルを向上していくため、「公共交通機関の利用者利便向上のため、交通系 IC カードの利用エリアの拡大や事業者間での共通利用、エリア間での相互利用の推進策を検討する」ことを施策として位置付けるとともに、「相互利用可能な交通系 IC カードが導入されていない都道府県の数 を 2020 年度までに0県にする」という数値指標を設定しました。

本施策の具体化を図るため、国土交通省では、「交通系 IC カードの普及・利便性拡大に向けた検討会」を 4 月 13 日に設置しました。本検討会では、課題の解決に向けた幅広い検討を行い、地域公共交通の利便性向上と新たな利用者層の創出、及び外国人をはじめとする旅行者の移動の円滑化に資する交通系 IC カードの普及・利便性拡大の道筋の具体化を図っています。

なお、第2回の検討会は 4 月 17 日に実施しており、第3回検討会は 6 月上旬を予定しています。今後は、7 月中を目処に、交通系 IC カードの普及・利便性拡大のための具体的な方向性について、結論をとりまとめる予定としています。

(ホームページ)

○ 交通系 IC カードの普及・利便性拡大に向けた検討会 公表資料

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport_policy/sosei_transport_policy_tk1_00011.html

交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会		
目的 地域公共交通の利便性向上、新たな利用者層の創出とともに、インバウンド2000万人時代に向けて、外国人旅行者の国内各地への移動の円滑化に資するため、交通系ICカードの普及・利便性拡大の道筋の具体化を図る。		
検討会メンバー ○学識経験者: 浅野正一郎 情報システム研究機構国立情報学研究所 名誉教授(座長)、他3名 ○交通事業者等: 鉄道事業者、バス事業者、ICカードシステムメーカー、事業者団体 等 ○国土交通省: 総合政策局、鉄道局、自動車局、海事局、観光庁 等	検討の方向性 ○交通系ICカードの導入・改修に係る費用の低減 ・10カードサービスの「片利用」の推進 ・簡易な機器の導入 等 ○交通系ICカードを導入した場合のメリット(利用者利便の向上、経営戦略ツールとしての活用等) ○地方自治体やバス事業者等が一体となった面的な推進 ○訪日外国人に対する情報提供等、観光施策と連携した取組の推進 等	検討スケジュール(予定) 4月13日: 検討会設置 4月: 委員からのプレゼンテーション 意見交換 等 6月～7月: とりまとめ

地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引きの策定について (総合政策局公共交通政策部交通計画課)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の作成に当たり、両計画の作成手順、考え方を示した「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」を公表いたしました。

同手引きは、特に、初めての公共交通に関する計画の作成で、何から手を付けてよいかわからない方や、公共交通専任の担当者が 1 名又は担当不在の地方公共団体において、計画策定に際し踏まえるべきポイントなどについてまとめています。

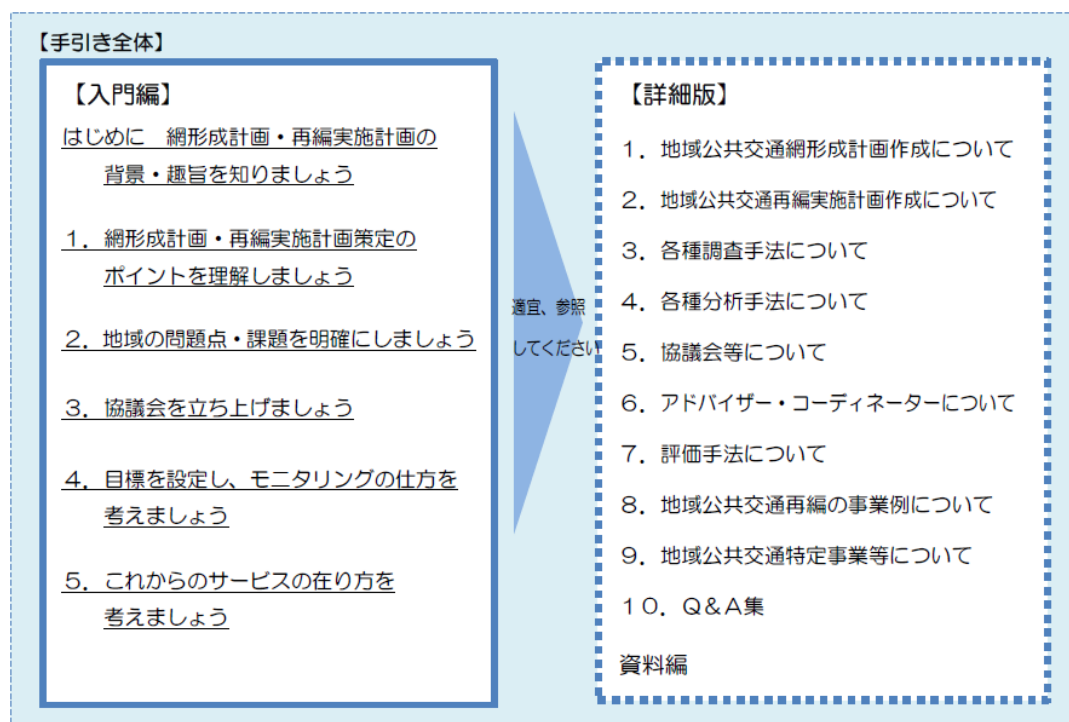
その他にも、各種事例や調査分析手法等についても記載しておりますので、ぜひともご一読下さい。

今後の改訂の参考とさせていただきますので、改善点等ございましたら、交通計画課までご一報頂ければ幸いです。

(ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html

(手引きの構成)



地方創生相談窓口について
(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

平成27年度に入り、地方公共団体において、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定その他の地方創生に向けた取組が本格化します。国土交通省においては、地方の創生に向けて、関係省庁や地方公共団体と緊密に連携して、組織の総力を挙げて取り組むこととしています。

そこで、国土交通省において昨年7月に策定した「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」において示した「コンパクト＋ネットワーク」、「対流促進型国土」といった国土づくりの基本概念の具体化や、同年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、「地方創生^{よろす} 相談窓口」として、地方創生関連施策についての相談に幅広く対応する体制を整備しました。

「コンパクトシティ＋ネットワーク」、「『小さな拠点の形成』」をはじめとする地方創生に関するご相談ありましたら、各地域を担当する地方整備局・地方運輸局へご連絡ください。

地方創生萬相談窓口（地方創生全般について）	
地方整備局企画部・地方運輸局企画観光部 沖縄総合事務局開発建設部・運輸部	
コンパクトシティ＋ネットワークに関する相談窓口	
地方整備局建政部・地方運輸局企画観光部 沖縄総合事務局開発建設部・運輸部	
「小さな拠点」の形成に関する相談窓口	
・横断的事項（モデル事業等）	地方整備局建政部 沖縄総合事務局開発建設部
・公共交通ネットワーク整備	地方運輸局企画観光部 沖縄総合事務局運輸部
・「道の駅」及び道路ネットワーク	地方運輸局道路部 沖縄総合事務局開発建設部
・物流ネットワーク整備	地方運輸局交通環境部 沖縄総合事務局運輸部

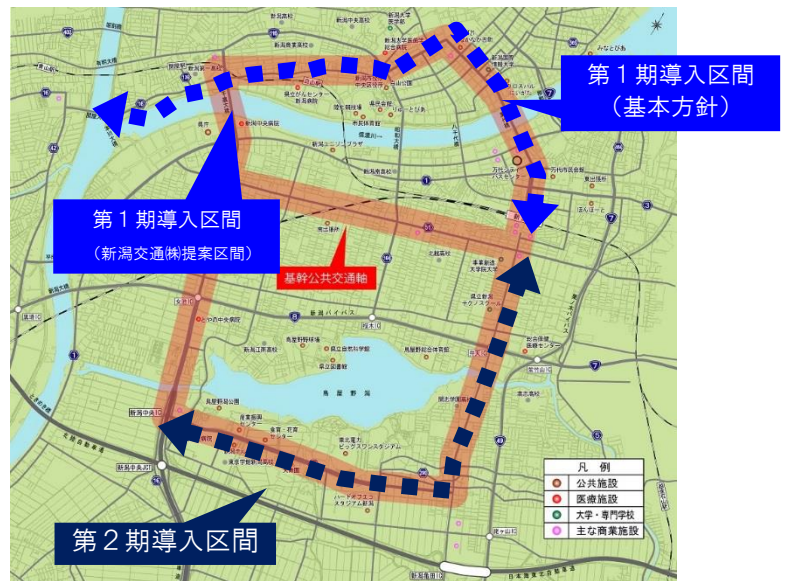
※ 近日、各地方整備局・地方運輸局のHPでも、地方創生に関する施策の情報提供をしていきます。

新バスシステム運行フォーラム ～新潟市のバス交通が日本のスタンダードになる～について (新潟県新潟市)

新潟市では、過度にマイカーに依存しなくても誰もが移動しやすい交通環境の実現に向けた様々な取り組みを進めています。

しかしながら、他の地方都市と同様に、本市でも、バス利用者の減少によるサービスの維持困難、これによるバス路線の減便・廃止などのサービス低下が生じ、これが更なる利用者減少につながる「悪循環」が続いています。

この状況を打破すべく、本市ではまず「サービスの低下」に歯止めをかけるため、まちなかにおけるBRTの導入とバス路線の再編からなる「新バスシステム」により、持続可能な公共交通体系を構築することとしました。



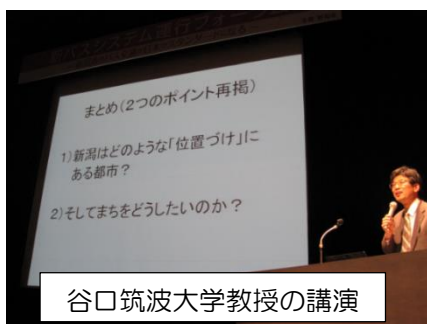
このBRTについては、本市が用意した連節バスや施設を、バス運行を行う民間の事業者に貸与し、運行はこの事業者が行うという「公設民営方式」を採用しています。

平成27年9月5日に開業する「第1期導入区間」について、平成31年度までの期間内で、専用走行路の設置など段階的な整備を進めるとともに、第2期導入区間についてもイベント時に連節バスを活用する等の取り組みにより、まずは公共交通を利用する人の流れを生み出しながら、新たな交通システムの導入につなげていきます。

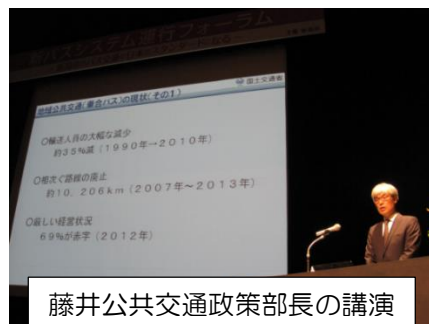
新バスシステムの取り組みについて、これまでも市民への説明・周知に努めている

かで、5月16日（土）に「新バスシステム運行フォーラム～新潟市のバス交通が日本のスタンダードになる～」と題し、本市における公共交通、特にバス交通における課題や現状、また今夏に運行を開始する予定の「新バスシステム」の意義や必要性について、市民の皆さんに、より一層ご理解を深めていただくためのフォーラムを開催しました。

本フォーラムでは、地域公共交通の活性化に向けた国の政策について、国土交通省総合政策局藤井公共交通政策部長が講演したほか、筑波大学の谷口教授からは、これからのまちづくりと公共交通の果たすべき役割について、講演が行われました。

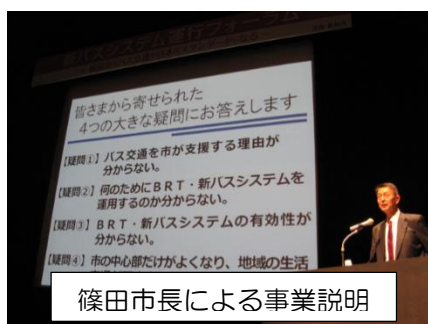


谷口筑波大学教授の講演



藤井公共交通政策部長の講演

その後、篠田市長による新潟市の取り組みについての説明を行い、まとめとして、交通事業者や市民バスユーザーの代表を交えたパネルディスカッションを行い、未来につながるバス交通にするための活発な議論が展開されました。



篠田市長による事業説明



佐藤新潟交通社長、ご当地アイドルでバスユーザーの Negicco を加えてのパネルディスカッション

さらに、講演や説明を聴講した参加者からの意見に対し、パネルディスカッション内にてお答えするなど、出演者と参加者が一体となって公共交通を考えるフォーラムを開催することができました。

本市としては、今後も公共交通の構築を推進していくなかで、地域交通・生活交通の確保維持、強化に向けた取り組みを進めていきます。

編集後記



いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の池田です。

今回は私が担当しておりました法律案が成立した旨をメールマガジンでご報告させていただきました。昨年からの改正作業に携わっておりましたため、無事成立しひとまず安心、うれしく感じています。改正作業に携わる中で、いろいろと初めての経験をしましたし、法律がどうできていくのかというのを学び、一行政官としてステップアップする成長の日々でした。今回の法律成立により制度の枠組みができましたので、今後は実際の出資実行に向けて準備を進めていきます。

★ 全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 池田
〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館3階）

TEL：03-5253-8275（直通） FAX：03-5253-1513

E-mail: koutsukeikaku_joho@mlit.go.jp

★国土交通省HP（情報発信のページ）

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html